

国立大学法人岐阜大学ロゴマーク規程

平成28年9月9日

規程第72号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人岐阜大学（以下「本学」という。）のロゴマークに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「役職員」とは、役員並びに国立大学法人岐阜大学職員就業規則に定める職員、国立大学法人岐阜大学契約職員就業規則に定める契約職員及び国立大学法人岐阜大学パート職員就業規則に定めるパート職員をいう。

2 この規程において「学生団体」とは、学長の承認を得た学生団体をいう。

(シンボル)

第3条 本学のシンボルは、別図1のとおりとする。

(ロゴタイプ)

第4条 本学のロゴタイプは、別図2のとおりとする。

(ロゴマーク)

第5条 本学のロゴマークは、前2条に定めるシンボルとロゴタイプを併せたものとし、別図3のとおりとする。

(使用範囲)

第6条 ロゴマークを使用できる媒体は、次に掲げるものとする。

一 ホームページ、広報誌、パンフレット、封筒、レターヘッド、名刺その他これらに類するもの

二 その他学長がロゴマークの使用を許可したもの

(使用資格者)

第7条 ロゴマークを使用することができる者は、次に掲げるものとする。

一 本学

二 本学の役職員

三 本学の学生

四 本学の学生団体

五 その他学長がロゴマークの使用を許可した者

(使用の原則)

第8条 ロゴマークの使用に際しては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 学長が許可するものを除き、営利目的に使用してはならない。

二 品位と尊厳を損なわないように配慮しなければならない。

三 別に定めるロゴマークマニュアルを遵守し、適切に使用しなければならない。

(使用許可の手続き)

第9条 本学の役職員が業務以外の目的又は第6条第1項第1号に掲げる範囲以外でロゴマークを使用するときは、使用許可願（別紙様式1）を総合企画部総務課広報室に提出し、学長の許可を得なければならない。

- 2 本学の学生又は学生団体が第6条第1項第1号に掲げる範囲以外でロゴマークを使用するときは、使用許可願（別紙様式1）を総合企画部総務課広報室に提出し、学長の許可を得なければならない。
- 3 第7条第1項第5号に掲げる者がロゴマークを使用するときは、使用許可願（別紙様式1）を総合企画部総務課広報室に提出し、学長の許可を得なければならない。
- 4 本学は、ロゴマークの使用に起因する損害又は損失について、一切の責任を負わない。

（第三者使用の禁止）

第10条 ロゴマークを使用する者は、第三者にロゴマークを使用させてはならない。
（使用許可の取消等）

第11条 学長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ロゴマークの使用許可を取消し、又は使用を停止させることができる。

- 一 第9条に定める使用許可願の内容に虚偽があったとき。
- 二 本学の名誉が傷つけられ、又は傷つけられるおそれがあるとき。
- 三 その他ロゴマークの使用が不相当と認められるとき。

2 本学は、前項の規定により使用許可を取消し、又は使用を停止させたことにより損害又は損失が生じることがあっても、その責任を負わない。

（事務）

第12条 ロゴマークに関する事務は、総合企画部総務課広報室において処理する。
（雑則）

第13条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年9月9日から施行する。

別図1（第3条関係）



別図2（第4条関係）

岐阜大学

GIFU UNIVERSITY

別図3（第5条関係）



別紙様式 1 (第9条関係)

岐 阜 大 学 ロ ゴ マ ー ク 使 用 許 可 願

平成 年 月 日

岐阜大学長 殿

申請者
団体名(又は部局等・職名)

代表者住所(本学の役職員は記入不要)

氏名 _____ 印

下記のとおり、岐阜大学ロゴマークを使用したいので、許可願います。
なお、許可された上は、国立大学法人岐阜大学ロゴマーク規程を遵守いたします。

記

使用図案	別添のとおり(使用状態が分かるものを添付すること。)
使用目的	
使用期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
連絡先	電話(又は内線)() E-Mail()

(以下は記入不要)

岐 阜 大 学 ロ ゴ マ ー ク 使 用 許 可 証

許可第 _____ 号
平成 年 月 日

申請者 殿

岐阜大学長 _____ 印

上記使用許可願のとおり、岐阜大学ロゴマークの使用を許可します。
なお、使用許可に際して岐阜大学はロゴマークの使用に起因する損害又は損失について、一切の責任を負わないものとします。

許可条件

- 1 国立大学法人岐阜大学ロゴマーク規程を遵守すること。
- 2 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ロゴマークの使用許可を取消し、又は使用を停止させることがある。
 - (1) 使用許可願の内容に虚偽があったとき。
 - (2) 本学の名誉が傷つけられ、又は傷つけられるおそれがあるとき。
 - (3) その他ロゴマークの使用が不相当と認められるとき。